

平成29年度利用者負担額（保育料）について

1 利用者負担額（保育料）について

- (1) 公立・私立とも同額です。
- (2) 月額制ですが、入所・退所日により日割り計算をします。
- (3) 年度途中にお子さんの年齢が上がっても、その年度に保育料の変更はありません。

2 利用者負担額（保育料）の算定方法

- (1) 第2子以降は無償（0円）です。
- (2) 4～8月分保育料は、前年度市町村民税額をもとに、9～3月分は当年度市町村民税額をもとに算定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度の市町村民税額 に基づく利用者負担額					平成29年度の市町村民税額 に基づく利用者負担額						

- (3) 原則、児童の父母の税額の合算です。ただし、祖父母等と同居している世帯で、主たる生計維持者が父母以外の場合、その主たる生計維持者の税額も算定に加える場合があります。

●児童が父母以外に祖父母等と同居している場合の保育料の取り扱い

児童が父母以外に祖父母や曾祖父母等（以下、祖父母等）と同居している場合は、原則として祖父母等の同居親族のうち、最多所得者を家計の主宰者とみなして、児童の父母と家計の主宰者の課税額を合計して保育料を決定します。

ただし、祖父母等と同居していても父母のみの収入で生計を維持している場合（※1）や、児童が父又は母の健康保険に加入しており、かつ、勤務先での一定の収入が確認できる場合には、父母のみの課税額で保育料を決定します。

（※1）父母の年収（児童手当、児童扶養手当などの課税外収入も含む。）の合計金額が103万円以上であれば、父母のみの収入で生活を維持していると判断します。

世帯分離していても、（※1）の基準を満たしていなければ、同居している祖父母等のうち、最多所得者を家計の主宰者とみなして、児童の父母と家計の主宰者の課税額を合計して保育料を決定します。

- (4) 寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除は控除しないものとして算定します（子ども・子育て支援法施行規則第20条）。

(5) 次のようなときには、保育料が変更となる場合がありますので、子育て健康課 子ども支援室 までご連絡ください（※変更届の記入が必要です）。

①支給認定証の内容に変更が生じたとき

（保護者が求職→就労などの事由で、保育短時間→標準時間のような認定変更が必要になった場合など）

②結婚・離婚など戸籍の届出をしたとき

③転居等により世帯員に変更が生じたとき

④生活保護の開始・廃止が生じたとき

⑤年度途中に、修正申告等により住民税額に変更が生じたとき

(6) 保育料基準額表を同封しておりますのでご確認ください。

3 支払い方法

毎月末が納付期限です。次のいずれかの方法でお支払いください。（※便利で確実な口座振替を推奨いたします。）なお、私立認定こども園は施設が徴収します。

(1) 口座振替

口座振替が可能な金融機関は下記のとおりです。金融機関または子育て健康課に口座振替依頼書をご提出ください。

次の金融機関で扱います(各本店・支店で可能)

山陰合同銀行・鳥取銀行・ゆうちょ銀行・倉吉信用金庫・鳥取中央農業協同組合

前年度口座振替を利用された方は、中止の申出がない限り本年度も口座振替になります。

※口座振替依頼書記入の際の注意点

対象科目：「保育料」⇒みささこども園 2・3号認定、その他保育所

「短時間部保育料」⇒みささこども園 1号認定

(2) 納付書

各保育園、こども園をとおして毎月中旬に納付書をお届けします。広域入所の方はご自宅に郵送します。

平成29年度 三朝町保育料基準額表

三朝町における階層の定義		徴収金基準額 (月額)					
		1号認定	2号認定		3号認定		
		保育を必要としない子ども (幼稚園等)	保育を必要とする 3歳以上の子ども (こども園、保育園)		保育を必要とする 3歳未満の子ども (こども園、保育園)		
階層		教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護法による 被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	0	
2	町民税非課税世帯 (町民税均等割のみ課税世帯含む)	2,500	3,000	2,500	5,000	4,000	
	(ひとり親世帯等)	0	0	0	0	0	
3	48,600円未満	6,500	9,000	7,000	12,000	9,500	
	(ひとり親世帯等)	2,750	4,000	3,000	5,500	4,250	
4	48,600円以上 72,800円未満	11,500	16,000	13,000	19,000	15,000	
	(ひとり親世帯等)	3,000	6,000	6,000	9,000	7,500	
5	72,800円以上 77,101円未満	11,500	16,000	13,000	20,000	16,000	
	(ひとり親世帯等)	3,000	6,000	6,000	9,000	8,000	
6	1階層を除き、 当該年度分(4月 から8月分にあ っては、前年度 分)の町民税課 税世帯であっ て、その所得割 額の区分が次の 区分に該当する 世帯	77,101円以上 97,000円未満	11,500	16,000	13,000	20,000	16,000
7	97,000円以上 133,000円未満	15,500	22,000	17,500	27,000	21,500	
8	133,000円以上 169,000円未満	15,500	22,000	17,500	28,000	22,500	
9	169,000円以上 301,000円未満	17,000	24,000	19,000	30,000	24,000	
10	301,000円以上	18,500	26,000	21,000	32,000	25,500	

※第2子以降の児童の保育料は無料です。この場合において、第2子以降の児童とは、支給認定保護者と生計を一にする（成年に達している場合や、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合も含む。）子の数が2以上の場合において、それぞれ出生の順位が第2位以降の子をいいます。

※国の幼児教育の段階的無償化に向けた取組に伴い、三朝町保育料基準額表の第4階層及び第5階層該当のひとり親世帯等に該当する保育料の軽減措置を拡充（平成28年度基準額より減額）しました。内容は下記のとおりです。

- ・ 1号認定（教育認定子ども）
第4・5階層 教育標準時間認定 5,250円→3,000円
- ・ 2号認定（満3歳以上の保育認定子ども）の保育標準時間及び保育短時間認定
第4・5階層 保育標準時間認定 8,000円→6,000円
第4・5階層 保育短時間認定 6,500円→6,000円
- ・ 3号認定（満3歳未満の保育認定子ども）の保育標準時間認定
第4階層 保育標準時間認定 9,500円→9,000円
第5階層 保育短時間認定 10,000円→9,000円

※ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯です。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のいない女子又は同条第2項に規定する配偶者のいない男子で現に児童を扶養しているものがある世帯
- (2) 次の手帳の交付を受けた者のいる世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する国民年金の障害基礎年金受給者が属する世帯
- (4) 保護者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者等特に困窮している者として町長が認める者が属する世帯